

事業費補助金調査票(表)

補助金名	延長保育事業費補助金(地域型保育給付事業)
------	-----------------------

担当課	健康こども部 保育課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	03	02	01	70 - 01
事業名	地域型保育給付事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	国県補				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	1,766	千円
R4 予算額	600	千円
R3 決算額	745	千円
R2 決算額	300	千円
R1 決算額	0	千円
H30 決算額	0	千円
H29 決算額	0	千円

事業の趣旨・目的	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、延長保育事業の実施に係る人件費等を補助し、保育認定を受けた児童について、利用時間を延長して、特定地域型保育事業所において、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	補助対象者	【補助対象者】 小規模保育事業所									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: lightblue;">開始年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> </table>		開始年度	平成 27 年度	<td>【補助対象経費】 延長保育事業の実施に係る経費(人件費、消耗品費、光熱水費等)</td>	【補助対象経費】 延長保育事業の実施に係る経費(人件費、消耗品費、光熱水費等)						
開始年度	平成 27 年度											
根拠法令等	(市) 成田市特定地域型保育事業所運営費等補助金交付規則 (県) 千葉県子ども・子育て支援補助金交付要綱 (国) 子ども・子育て支援交付金交付要綱	経費・補助率	【補助率】(小規模保育事業所の場合) 以下の①②を比較していずれか低い方の額 ①補助対象経費から延長保育保護者負担金を除いた額 ②次の基準により算出した額 ○短時間認定 1人当たり年額 ・延長時間1時間～13,100円 ・延長時間2時間～26,200円 ・延長時間3時間～39,300円 ○標準時間認定 1園当たり年額 ・延長時間30分 300,000円 ・延長時間1時間 1,338,000円 ・延長時間2時間から3時間 1,662,000円									
	留意事項		【国県等の補助率】 国・県:補助対象経費の1/3 【近隣自治体の補助率】 国・県の補助要綱に基づき実施する事業であるため各市町が同一基準で実施									
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)		成果指標	成果指標: 対象園数								
	金額	件数		割合	(単位:園)							
	全体事業費	1,141										
	うち市補助金	248	3	21.7%								
	うち国補助	248		21.7%								
	うち県補助	248		21.7%								
	自己負担	397		34.8%								
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: lightblue;">年度</td> <td style="background-color: lightblue;">数値</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	3	令和2年度	1	令和元年度	0
年度	数値											
令和3年度	3											
令和2年度	1											
令和元年度	0											

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	通常の保育時間を延長して保育を実施することで、就労形態の多様化等に対応するなど、利用する保護者が安心して児童を預けることができるので、市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	対象園数 R1年度:0園 R2年度:1園 R3年度:3園
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	延長保育の実施と保護者の負担軽減に補助は必要不可欠であり、対象園が増えていることから、効果が認められる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	小規模保育事業所が延長保育事業を実施することで、多様化する就労形態に対応するなど、保護者が安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上に繋がる。 補助対象園が増加しており、本事業を継続することで、小規模保育事業所が延長保育事業を実施しやすい環境を整備することが出来ることから、今後も補助を継続する。		